

カラス」トノ趣旨ノ建議ヲ為スニ決定セル趣ノ處之ニ先チ
十二月三日及四日ノ「ラ・デペーショ・コロニアル」ハ大
要左ノ如キ記事ヲ掲載セリ

十二月三日「ラ・デペーショ・コロニアル」

「外務省ハ支那動亂ノ印度支那ニ波及セントヲ危惧ス
ルノ余リ日本ニ印度支那防禦ノ任ヲ託シ代償トシテ植民
地住民ノ意向ヲ無視シテ之ニ印度支那ニ於ケル經濟的特
權ヲ与ヘントス之レ印度支那ノ利益ヲ輕視シ仏國ノ極東
ニ於ケル地位ヲ左右スルモノニシテ斯ル重大問題ニ関シ
利害關係者ノ輿論ニ耳ヲ掩フハ果シテ正当ナリト云フヘ
キヤ印度支那ヲ保全セントシテ之ヲ日本人ニ託スルモ日
本人ノ機敏ナル早晚印度支那ヨリ仏人ヲ一掃シ終ルヘシ
外務省ノ政策ハ奇怪ナリ」云々

十二月四日「ラ・デペーショ・コロニアル」

「若シ政府ニシテ政治的理由ヨリシテ日本ニ印度支那ニ
於ケル經濟的特權ヲ与フルノ必要ヲ感スルナラハ仏本国
並植民地ノ主要關係商工業者ノ意見ヲ求メタル後ニ之ヲ
為スヘシトノ吾人ノ要求ニ対シ前植相「アンドレ・ベッ
ス」氏ハ之ヲ諒トシ日印關稅問題討議ニハ印度支那商工

一

事項八 米国ニ於ケル排日問題

——移民法実施ノ影響——

一一一四 五月一日 在サン・フランシスコ武富總領事ヨリ
幣原外務大臣宛

親日運動ニ対スルマクラッチーノ駁論ニツキ

報告ノ件

公第三〇三号 (五月二十九日接受)

大正十四年五月一日

在桑港

総領事 武富 敏彦(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

National Committee on American Japanese

Relations 宣伝運動ニ対シ V. S. McClatchy

駁論ノ件

Wickersham, Gulich 博士等 National Committee on

American Japanese Relations カ四月八日付書面ヲ以テ加州方面ニ対シ同会人会方ヲ勧誘シ來レルニ対シ California

八 米国ニ於ケル排日問題 一一一四

業委員会ヲシテ委員中ヨリ二名ノ代表者ヲ指名セシメ之
ヲ該交渉ノ顧問トナスヘキコトヲ正式ニ約束シタリ然ル
ニ今日現政府カ該約束ヲ守ラス日仏交渉ニ該委員会ノ參
加ヲ許ササルハ驚クニ堪ヘタリ前記約束問題ハ別トスル
モ「メルラン」「キルシヨ」諸氏ノ訪日ニ際シ印支關稅
問題討議ニ日本側ヨリハ外交官ノ外主要業家代表ヲ出
席セシメタルニ鑑ミ仏國政府ノ此ノ秘密主義ハ日本ニ比
シ仏國當業者ノ地位ヲ劣弱ナラシムルモノナリ

政府ニシテ關稅問題交渉ニ付關係商業會議所並諸團体ニ
諮詢セスストセハ如何ナル情報ヲ釀スヘキ乎議會ハ之ヲ承
認スヘキ乎植民地ニ活動スル仏国人ハ其ノ利益カ熱帶地
ニ在ルノ故ヲ以テ黒人奴隸同様ノ待遇ヲ受クヘキ乎印度
支那工商委員会ハ政府ノ必要トスル場合ニハ其諮詢機
関タリシカ今日該委員会ハ其特權ヲ剝奪セラルヘキ乎」
云々

下院植民地委員会ノ前記決議カ右新聞記事等ノ影響ヲ直接
受ケタルモノナリヤ否ヤハ別トシ當國ノ一部人士カ今尚熱
烈ナル反対運動ヲ試ミ居ルノ事實ヲ窺知セラルヲ以テ何等
御参考迄右茲ニ報告ス

此等ノ人々ハ何レモ事實ニ就テ正確ナル報道ヲ欠キ居ル人
々ニシテ國家ノ安寧ト威信ヲ外国人ノ幸福ヨリモ以下ニ

八 米国ニ於ケル排日問題 一一五

置カントスルモノナリ云々

尚今次ノ「ウイック・カーシャム」氏等ノ運動ニ対シテハ当地方諸新聞紙ハ今日迄ノ處特ニ記事又ハ論説ヲ掲ケタルモノ

モ四月二十一日 Daily News ニノマハ掲載セラレ又五月一日ノ Illustrated Daily Herald 布畦演習ト早鞆ノ行動ニ関連シタル紐育通信中ノ一節ニ本運動ニ簡単ニ言及シタルモノアルノミニ候（五月一日付往信第三〇二号参照）右新聞記事切抜相添及報告候也

本信写送付先 在米大使

一一五 五月二日 在米國松平大使ヨリ
幣原外務大臣宛

米国キリスト教連合会晚餐会ニ於ケル松平大

使ノ演説ニツキ報告ノ件

機密第七二号

大正十四年五月二日

在米

特命全權大使 松平 恒雄（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

（五月二十八日接受）

ル處往電第一五五号所報ノ如ク尤モ顯著ナル見出ノ下ニ本使演説ノ關係部分ヲ抜載シ居リ（別紙乙号参照）又桑港到着以来直接間接日米戦争ニ関スル論議ヲ耳ニスルコト屢々

アリタルヲ以テ爾來適當ノ機会ニ於テ常ニ之レヲ否定シ反覆説明シ置キタルカ前記（Federal Council of Churches）

晚餐会席上ニ於テ其ノ實質的（physically）ニ全然不可能ナル旨ヲ力説シ置キタル處之レ又各新聞紙ニ掲載セラレ（別紙乙号参照）特ニ二十四日紐育「サン」ハ別紙丙号ノ

通り松平大使ノ演説ト中央公論所載予備海軍大佐水野広徳氏ノ論説トニヨリテ愈々日米戦争ノ實質的ニ起り得サルコト明カトナリタリト論評シ更ニ二十五日「バルチモア・サン」ハ別紙丁号ノ通り前記紐育ニ於ケル本使演説ノ新外人土地法ニ關スル部分ヲ抜粹致シ居リ候此段報告旁々本使演説全文（甲号）並ニ新聞記事相添申進候也

尚過日華府ニ於ケル（Overseas Writer's Club）ノ本使招待会ニ於テモ大体右演説ト同趣旨ノ演説ヲ試ミタルモ同会ノ規約ニ依リ新聞へハ掲載セサルコトト致候

一一六 五月六日 在シアトル大橋領事ヨリ

幣原外務大臣宛

八 米国ニ於ケル排日問題 一一六

米国基督教連合会（The Federal Council of Churches of Christ）晚餐会ニ於ケル本使演

說ニ閱スル件

四月二十日紐育市ニ於ケル The Federal Council of Churches of Christ 主催本使歓迎晚餐会ノ席上本使ハ同団体從来ノ態度ニ顧ミ移民問題ヲ論スルハ如何哉ト存セラレタルモ先方ノ希望モアリ何等之レニ言及セサル時ハ却テ其ノ好意的運動ヲ「ディスカレヂ」スルノ恐アリ依テ新移民法ニ対シ日本国民挙ヶテ不満ヲ有シ居ルハ事實ニシテ此ノ儘ニテハ今後米国人ノ行動ヲ事毎ニ不安ノ念ト疑惑ノ眼ヲ以テ見ルヘク現ニ布畦ニ於ケル海軍大演習ノ如キ何等問題トスヘキ性質ヲ有セサルニ拘ラス本邦内ニテハ之レヲ非難スルモノアリ斯クテハ日米親善ノ増進ニ害アルヘキハ云フヲ俟タス去リナカラ本使ハ此際米政府ニ交渉ヲ開始スヘキ訓令ヲ有セス又本問題ハ専ラ米國識者ノ正義公正ノ觀念ニ基ク自覺ニ依リ両國ノ満足スル解決ヲ見シコトヲ希望スルモノナル趣ヲ述ベ置キタルカ此ノ点ハ特ニ新聞掲載方差支へ置候右ノ外今回ノ日露協約ニ関シ歐州方面ヨリ伝ハリタル日露密約存在説ニ対シテハ根本ヨリ之レヲ否定シ置キタ

移民法改正運動ニ関スル新聞記事ニ対スル反響ニツキ報告ノ件

機密第一九号

（五月二十九日接受）

大正十四年五月六日

在シアトル

領事 大橋 忠一（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

移民法改正運動ニ関スル件

紐育「ウイック・カーシャム」氏「ギューリック」博士等ニ依ル移民法改正運動ニ関シ五月五日ノ当地「ハースト」系P・I紙ハ別紙丁号ノ通巨大ナル見出シノ下ニ煽動的記事ヲ掲ケタルカ當地方親日米人ノ意見トシテハ移民法通過後日本人ニ対スル感情漸ク緩和セントスル傾向アリ、排日新聞モ安政治家モ排日問題ノ最早人心ヲソルニ足ラサルヲ觀取シ眼ヲ他ニ転セントシツツアル矢先右様ノ記事表ハルルハ極メテ好マシカラス排日移民法ニ付スル反感ハ宗教家ヲ中心トシテ相当力アル模様ナルモ未タ人心ニ徹底シ居ラス殊ニ排日移民法運動發祥地タル西部諸州排日家及彼等ニ從フ群集ニ取りテハ移民法ノ修正ハ一大脅威ニシテ右修正運動

八 米国ニ於ケル排日問題 一一一 一一二

一一〇八

ノ進展スルニ從ツテ必スヤ猛烈ナル反対運動ヲ開始スヘク
且ツ夫レヲ機会ニ排日移民法通過後漸ク忘レントシツ
ツアル米国出生児童市民権剥脱運動ノ如キ再ヒ擡頭スルハ
勿論近來寛大トナリタル土地法勵行ヲ刺戟スヘク旁々機熟
セサル今日排日移民法修正ノ政治的運動ニ出ツルハ徒ラニ
排日家ニ喧騒ノ題材ヲ供スルニ止リ何等益ナシト云フニア
ルカ如シ

右何等御参考迄及報告候

本信写送付先 在米大使 紐育總領事

新聞切抜添付

敬具

一一一七 五月八日(着) 在サン・フランシスコ武富總領事
ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)
移民法改正運動ニ関スルマクラッチーノ声明

書公表ニツキ報告ノ件

第八二号

Wickersham 及 Gulick 博士ノ移民法改正運動ニ関シ五月

一四ノ当地 Illustrated Daily Herald ハ非愛國的運動ナ
リト罵倒シ四四ノ Examiner ハ日本ハ新大使ヲシテ折角

キ報告ノ件

一一一八 六月一日 在米国松平大使ヨリ
幣原外務大臣宛

新移民法通過後ニ於ケル米国人ノ態度等ニツ

在米大使及在米各領事ニ郵報ス

機密第八三号 (七月四日接受)

大正十四年六月一日

在米

特命全權大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

新移民法通過後ニ於ケル米国人ノ態度並本使ノ執

レル態度ニ關シ報告ノ件

新移民法通過後ニ於ケル一般米国人ノ日本ニ對スル態度如何ニ關シテハ本使着任以來出来得ル限り之カ觀察ニ努ムル一方又本使ノ執レル態度ニ對シテハ一般ヨリ深甚ノ注意ヲ払ハレ居ルコトヲ感知致候ニ付特ニ慎重ナル態度ヲ持シ來リ候處今日迄ニ於ケル本使ノ觀察並態度ニ付左ニ具陳致候本使着任當時ニ於テハ當地官憲及言論界ハ果シテ本使カ新

ニ帝国政府ノ訓令ヲ齎シ本件ノ交渉ヲ開始スヘキヤ否ヤヲ氣遣ヒ成ル可クハ本件ハ既ニ終結セリトノ見解ヲ發表セム

コトヲ希望シ居ルカ如キ傾向顯著ナルモノアリシ處本件カ打切ラレタルモノニアラサルコト勿論ナルヲ以テ本使ハ新聞記者トノ会見又ハ演説等ニ於テモ日本側ニ於テハ本件カ終了セルモノト解シ居ラサル趣旨ヲ述ルト同時ニ本問題ニ

日米親交ノ増進ニ努力セシメ此際移民問題ヲ再開セサルヲ以テ得策トスト論シタルカ McClatchy ハ四日 Joint Immigration Committee ノ名ニ於テ要領左ノ通ノ声明書ヲ公表シタリ

今次ノ移民法改正運動ハ徒ラニ両国間ノ論議ヲ醸スニ過キシテ日本ノ希望スル満足ナル解決ヲ却テ遲延且因難ナラシムモノナリト信ス該運動ハ日本ニ對スル友誼ト尊重ヲ表示セムカ為ニ米国ノ伝統的移民政策ヲ変更セムトルモノナルカ Gulick 博士ハ本運動ノ張本人ニシテ同博士ハ日本ニ對シ從来不賢明ナル献策ヲ為シ來レルカ今回モ亦同様ナリ東京來電ニ依レハ日本ノ識者ハ此際移民問題ノ論議ヲ再燃セシムル事ニ反対シ居レリトノ事ナルカ吾人ハ加州在住ノ日本ノ親友ヲ以テ任スル人士中ニモ同様ノ意見ヲ有スル者アルコトヲ知ルモノナリ

在米大使及在米各領事ニ郵報ス

一一一九 六月一日 在米国松平大使ヨリ
幣原外務大臣宛

新移民法通過後ニ於ケル米国人ノ態度等ニツ

キ報告ノ件

Federal Council of Churches of Christ in America 会合ノ場合等ニ於ケルカ如シ)

目今新移民法反対ノ氣勢ヲ挙ケ實際的ニ運動ヲ起シソシアル最モ顯著ナルモノハ「フェデラル・カウンシル・オブ・チャーチエス」ノ「ギュリック」博士及其ノ他ノ人々ニシテ曾テ日本ニ在リシ牧師連ハ各地方ニ於テ新移民法反対ノ演説ヲ試ミ又「ギュリック」博士「ウイカーシャム」氏等ハ一九二七年ニ於テ日本人ニモ「クオータ」ヲ適用スヘク

八 米国ニ於ケル排日問題 二二八

三一〇

移民法ノ改正ヲ提議スヘキヤ否ヤニ付各方面ノ意見ヲ徵シ又米国人ヲ教育スル目的ヲ以テ日米関係ノ諸般ノ事実ヲ發表スルノ手段ヲ講シツツアルコトハ已ニ御承知ノコトト存候而シテ右宗教団体ノ運動ニ関シテハ当然排日家ノ反対モアリ又親日家ニ於テモ寧ロ目的貫徹上害アリト為ス者モ有之處苟モ本運動ニ對シテ日本官憲カ些カニテモ連絡アルカ如キ感想ヲ一般ニ与フルコトハ極メテ危険ナルカ去リ故意ニ彼等ヲ遠クルコトモ日本ノ友人ヲ失フノ結果トナルヘキヲ以テ此ノ二点ニ付テハ本使ニ於テモ特別ノ注意ヲ払ヒ居ル所ニ有之從テ着任早々「カウンシル」ノ歓迎宴ヲモ快ク之ヲ承諾シ且其ノ希望ニ依リ移民問題ニ關シテモ前陳卑見ヲ開示シタリシモ何等新聞紙ニ發表セシメサリシ次第有之候

然ルニ「ギュリック」博士等ニ於テモ自己ノ運動ニ付多少不安ノ念ヲ有スルモノト見ヘ其ノ面接シタル領事ニ對シ意見ヲ徵シタルコトアリ其ノ都度關係領事ヨリ本省へ稟申ノ次第アリタリト記憶致候処本使ニ對シテモ着任後間モ無ク同博士ヨリ其ノ運動ニ對スル意見ヲ徵シ來リタルヲ以テ客月二十三日同氏來訪ノ際本使ハ同博士一派ノ好意ト日米親

善關係ノ為ニスル不斷ノ努力ニ對シ深ク謝意ヲ表スルト同時ニ本運動ニ關シ些カニテモ日本側ト連絡アリトノ感想ヲ一般ニ與フルノ危険ナルコト從テ本運動ヲ「エンカラップズ」スルコトモ又「ディスカレッヂ」スルコトモ本使トシテハ為シ難キモ乍去今日ノ如ク未解決ノ儘推移スルコトハ兩國ノ親善關係維持ノ上ニ有害ナルヲ以テ何トカ将来寧ロ米国人ノ手ニ依リ適當ナル解決方法ヲ講セラレムコトヲ希望スルノ念ヲ拠擲シ能ハサル旨ヲ述ヘタルニ同博士モ十分之ヲ諒トシ急速ニ本件ヲ解決スルコトハ困難ナルモ出来得ル限り米国人ヲ教育シ日本ノ真相ヲ知ラシムルコトニ努力セハ何時カハ目的ヲ貫徹シ得ヘキ旨ヲ語リ申候其ノ翌日同博士ハ紐育ニ帰リタルモ其ノ華府滯在中国務長官「ケロッグ」氏ニ面会シ其ノ意見ヲ求メタルニ同長官ハ同氏等ノ対日啓發運動ニ付テハ何等異存ナキ所ナルモ移民法ヲ改正シ日本ヲ「クオータ・ベーシス」ニ置カムトスル運動ニ對シテハ全然不賛成ノ意ヲ表シタルニ付帰紐ノ後更ニ今後ノ方針ニ付篤ト打合ヲ遂クル積リナル旨同博士ヲ停車場ニ見送リタル當館ノ「モーア」ニ語リタル趣ニ有之候其後客月二十九日本使國務次官補「マックマレー」ト大使館ニ於テ食

後非公式雜談ヲ試ミシ時ニモ同次官ハ本使ニ對シ「ウイカーシャム」及「ギュリック」博士一派ノ運動ハ極メテ危險ニシテ恰モ爆弾ニ火ヲツクリ如キ觀アリト語リタルコトアリ然ルニ本月十五日沢田參事官カ費府ニ出張シタル際元慶應大學教授タリシ「ジョーンズ」氏(Thomas Jones)ト

會談シタルニ同氏ハ紐育ニ於ケル「カウンシル」ノ幹部ト連絡アリ充分其ノ間ノ消息ヲ承知シ居ル趣ニテ其ノ數日前幹部間ニ將來執ルヘキ方針ニ付相談会アリタル際多數ノ意見ハ移民法カ日本ニ對シ「インジャスチス」ヲ加ヘタルコトハ一同ノ認メサルヘカラサル所ナルモ去リトテ此ノ際直ニ日本ヲ「クオータ・ベーシス」ニ置ク意味ノ移民法ノ改正運動ヲ起ストキハ太平洋沿岸ニ於ケル排日派ノ正面攻撃ヲ招キ延テハ一般ノ反対ヲ誘起シ遂ニ同運動ノ目的ヲ貫徹シ得サルノ危険アルヘキヲ以テ此ノ種ノ運動ハ之ヲ中止シリトノ說ニ傾キタルカ少數ノ者ハ之ヲ以テ軟弱ナリトシ苟モ宗教家トシテ不正ナリト認メタル以上成否如何ニ拘全力ヲ尽シテ正道ニ導クコトニ努ムヘク事ノ成否如何ヲ考ヘ躊躇スルハ政治家ノ為スヘキ所ナラムモ宗教家トシテハ斯

カル微溫的態度ヲ執ルヘキニアラストテ強硬ニ反対シタル為更ニ特別委員会ノ議ニ付シ篤ト研究スルコトナリタル趣ニ有之候又客月二十日ヨリ三日間当地ニ於テ開催セラレタル合衆國商業會議所大会ニ參集シタル「シャトル」ノ「シャンク」氏(Corwin Sherrill Shank)「バプチスト」教会ニ關係アリ目下同地ニ於テ實業ニ從事ス客年日本ニ來航セリ)又桑港商業會議所副会頭「リンチ」氏(Robert Newton Lynch)ハ何レモ本使ヲ來訪シ目下西部地方ニ於テ比較的排日家カ沈黙シ居ル際ナレハ此ノ際反動ヲ起スカ如キ運動ハ避クルヲ可トストノ意見ヲ述ヘ殊ニ「リンチ」氏ノ如キハ「ウイカーシャム」及「ギュリック」博士等ノ移民法改正運動ハ西部ニ於ケル「マックラチー」一派ノ反対運動ヲ再ヒ激發セシメ極メテ有害ナルヲ以テ歸途紐育ニ立寄リ同博士ニモ面会シ意見ヲ述フル積ナリト語リ候右ニ對シ本使ハ前陳ノ如ク日本側トシテハ全然「カウンシル」ノ判断ニ任スヘク只将来本問題カ何等カノ方法ニ依リ解決セラルルコトノ必要ナル所以ヲ繰返シ説示致置候

八 米国ニ於ケル排日問題 二二九

三一二

実ヲ縷述シタルモノニ有之候処果シテ「クオータ」ノ適用不可能ナリトシテ第二段ノ策ニ移ルヘキヤ又第二段トシテ

如何ナル策ヲ採用スヘキヤ等ニ付テハ尚暫ク当國ニ於ケル

状態ヲ観察シタル後何分ノ卑見ヲ上申シタキ所存ニ有之候

ヘ共目下ノ處ニ於テハ前述ノ通ノ態度ヲ持シ暫ク成行ヲ観察スルコトヲ適當ナリト思考シ居ル次第ニ有之候本件ニ関シテハ在米各領事等ニ於テモ時々親日家等ノ質問ニ対シ如何ニ之三答ヘ又如何ナル態度ヲ執ルヘキヤニ付疑義ヲ生シ

本省ヘ經伺ノ場合モ多カルヘキニ付旁々詳細報告ニ及フ次第三有之候若シ右本使ノ採リタル態度ニ対シ何等御意見モ有之ニ於テハ御回示相煩度此段報告旁々及稟申候也

二二九 六月八日

在サン・フランシスコ武富總領事ヨリ
幣原外務大臣宛

ギューリック博士等ノ移民法改正運動ニツキ

報告ノ件

機密公第二八号

(七月四日接受)

大正十四年六月八日

在桑港

總領事 武富 敏彦(印)

ササル旨語居候右御参考迄及報告候也

追テ別紙書面写ハ前記ノ通公表セストノ条件ニテ貫受ケタル次第三付右ニ御承知相成度此段為念申添候

本信写送付先 在米大使、在紐總領事、在ホノ總領事、
在市領事、在羅領事、在ボーラ領事、在ニューヨーク領事、在沙領事

二三〇 六月十三日(着)
在米國松平大使ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

東京ニ於ケル國恥記念日ノ移民法反対運動ニ

関スル米国ニ於ケル懸念ニツキ報告ノ件

第二〇七号

七月一日ヲ國恥紀念日トシ東京ニ於テ移民法ニ対スル「デンモンストレーション」ヲ行フヘシトノ報道ハ相當當地方人士ノ注目ヲ惹キ居ル処「ギューリック」博士ハ「ウイック・シヤム」及同博士等ノ「クオータ」適用運動カ國恥紀念日当日日本國民ニ通報セラルヘシトノ報道ニ關シスル政治運動ハ未夕開始セラレス從テ右ノ如キ企ハ甚夕迷惑ニ感スル旨渋沢子爵ニ電報シタル由ニテ當館ヨリモ誤解ナキ様处置方依頼アリタリ同博士等ハ目下ノ処「クオータ」適用ニ

八 米国ニ於ケル排日問題 二三〇

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

「ギューリック」博士等ノ排日移民法改正運動

動ニ関スル件

当地商業會議所副会頭「ニュートン・リンチ」ハ先般來全

米商業會議所大会其他ノ所用ノ為華盛頓其地ノ東部地方旅行中ノ處其節紐育ニテ「ギューリック」博士等トモ会談シタル趣ニテ同博士等トノ会談ニ就キ數日前本官等數名ノ主

ナル邦人集会ノ席上ニ於テ内話致候右ニ依レハ先般「ギューリック」博士等ノ移民法改正運動當地方ニ報道セラレタ

ル結果「マクラッチ」「シャレンベルグ」等所謂當地方排日派ニ又々活躍ノロ実ヲ与ヘ一種ノ対抗運動惹起ノ形勢顯著ナラントスル當地方ノ實情(五月一日付公第三〇三号五

月十二日付公第三五四号五月十八日付機密第二五号往信及往電第八二号参照)ヲ「ギューリック」博士ニ語リタルニ

對シ同博士ヨリハ種々同博士等ノ立場ニ就キ説明スル所アリ最後ニ同博士ハ「リンチ」ノ請ニ応シ別紙写ノ通り説明的書面ヲ同人ニ与ヘタル趣ニ有之候尚「リンチ」ハ當地方

ニ於テ排日派ノ運動ヲ抑フル為隨時適當ノ向ヘ右書面ヲ内示スル所存ナルモ個人的ノ書面故公表スルカ如キコトハ為

関スル移民法改正運動ノ可否ニ付専ラ關係者ノ意見ヲ徵シ居レルカ過日同博士カ國務長官ニ會見セル際モ同長官ハ該運動ニ対シ全然反対ノ意見ヲ述ヘタル由又客月末桑港ヨリ上京セル「リンチ」ノ如キモ該運動ハ目下沈默セル「マクラッチ」一派ノ排日運動ヲ再開セシムル虞アルニ付極メテ有害ナリト本使ニ語レルカ帰途紐育ニ於テ「ギューリック」博士ニモ其旨懇談セル筈ナリ從テ目下本部ニ於テハ該運動ヲ進ムヘシトスル説ト暫ク是レヲ中止シ専ラ本問題ニ關スル米国人ノ啓發運動ヲ為スヘシトスルノ両説アリテ未タ何レトモ決定ヲ見サル狀態ナリ尚本運動ニ關シテハ予テ同博士ヨリ夫レト無ク本使ノ意見ヲ求メタル処日本政府側トシテハ該運動ニ触ルルコトハ極メテ危險ナル而已ナラス寧ロ反対派ニ口実ヲ与ヘ運動ヲ不成功ニ終ラシムル虞アリ依テ本使ハ右不斷ノ努力ヲ謝スルト共ニ右ノ事情ヲ打開ケ全然右運動ハ同博士等ノ「イニシアチーブ」ニ依リ行動スルコトヲ希望シ贊否ノ意見ヲ述フルコトヲ避ケテキタリ尚右國恥紀念運動ニ関スル真相通報アリタシ

在米各領事(「ホノルル」ヲ含ム)ヘ暗送セリ

三一三

八 米国ニ於ケル排日問題 一三一 一三三

三四

一三一 七月二日 在サン・フランシスコ武富總領事ヨリ
幣原外務大臣宛

移民法施行一周年當日ノエキザミナー紙記事

ニツキ報告ノ件

公第四六三号

(七月二十四日接受)

大正十四年七月二日

在桑港

總領事 武富 敏彦(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

現行移民法施行一週年當日當地「エキザミナ」

一 紙論評ノ件

現行移民法施行一週年當日タル七月一日發行諸新聞ニハ移民法及排日關係ノ記事又ハ論説ヲ掲クルモノナキモ唯当地「エキザミナー」ノミハ要領左ノ通りノ社説及漫畫ヲ掲載致居候

新移民法施行以來同法ノ不備及ヒ歐州移民ニ対スル待遇

ノ不公正等ニ関スル諸種ノ批難中ニハ相当傾聴ニ価スル

モノナキニアラサルモ排日移民条項カ米國ノ欲セサル人種ヲ排斥シ以テ米國ノ利益ヲ保護スルニ有効且賢明ナル

法律ナルコトハ大多数市民ノ容認スル所ナリ一部半可通論者ハ一般市民ノ感情ヲ誘導シ以テ日本移民ノ無制限入國ノ主張ニ加担セシメントシタルカ其結果ハ凡ソ此種排米的煽動力當然失敗スヘキカ如ク全然失敗ニ帰シタリ是レ日米間ニ現存スル確固且真実ナル友情ハ平和論者乃至ハ一部ノ感情的宗教家ノ所為ニ俟ツモノニアラシシテ両國間通商關係ノ紐帶ニ倚存スルモノナルコトノ証拠ナリ近來米國ハ排日法ノ効果未タ充分ナラストノ事實ニ注意ヲ払フニ至リタル結果日本人ノ潛法手段ヲ発見スルニ至レリ即チ布哇ノ米國官憲カ同地出生ノ日本人ヲ帰化セシメ以テ米國ヘノ入國ヲ自由ナラシメント計画シツツアルコトナリ米國ハ如斯放肆ナル官憲ノ取締ニ依頼スル所ナク断然潛法手段ヲ封スルノ舉ニ出テサルヘカラス右社説切抜並ニ漫畫切抜相添及報告候 敬具

本信写送付先 在米大使

一三二 八月五日 在米國松平大使ヨリ
幣原外務大臣宛

新移民法実施後一年間ノ成績ニ関スル米側ノ評価ニツキ報告ノ件

機密第九八号

(九月一日接受)

大正十四年八月五日

在米

特命全権大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

現行移民法ノ成績ニ關スル諸方面ノ感想並同

法改正方ニ關スル一部輿論ニ關シ報告ノ件

新移民法実施後既ニ滿一箇年ヲ経過シタル處今日迄右ニ開シ時々發表セラレタル諸方面ノ意見ヲ綜合スルニ政府並其他ノ方面ニ於テモ同法実施ノ結果移民入國数ヲ縮減シ且移民ノ素質ヲ精選スルコトトナリ大体ニ於テ予期通りノ好成績ヲ挙ケツツアルモノト為シ同法ノ根本主義ニ対シテハ異論ヲ挿ムモノ無キカ如ク本年四月当地ニ開カレタル米國革命後裔婦人協会總会ニ於ケル「クーリッヂ」大統領ノ演説中現行移民法ハ将来永久的ノモノト認メラルニ至ルヘシト述ヘタルハ(六月二十四日付往信公第四八六号)蓋シ現行法ニ対スル多數米國民ノ感想ヲ叙述セルモノナリト認メラレタルカ其ノ後六月二十三日労働省次官「ハズバンド」モ新聞通信員ニ対シ客年七月一日以後十箇月間ニ歐州ヨリ

張スルコト
(二) 在米外国人登録制度ヲ設クルコト
(三) 若シクハ移民ニ certificate of arrival ヲ發給シ帰化ニ關スル必要証拠書類ノ一トスルコト、及
(四) 不良外国人追放ニ關スル新制度実施

等主張セラレツツアリテ実ハ前期議会若クハ前々議会ニ於テ此等諸問題ニ關スル議案ノ提出アリタルコトハ當時既ニ夫々報告済ニ付委細御承知ノコトト察セラルルカ此等議案

八 米国ニ於ケル排日問題 1111

1116

ハ各種ノ事情ニ依リ孰レモ議会ヲ通過セシムテ今日ニ及ヒ居ル次第ニシテ法案提出者タル各議員ハ勿論行政部側ニアリテモ「アヴァイス」労働長官ノ如キハ之等諸制度実施ノ必要ナルコトヲ引続キ熱心ニ力説シ居リ（大正十四年一月四日付公第四号及同二月九日付公第一三〇号）民間ニ於テモ愛國主義諸団体ヲ初メ労働長官等ノ説ヲ支持スルモノ相当ニアリ

叙上ノ情況ニ顧ミ次期議会ニハ或ハ前陳諸制度ノ創設ヲ目的トスル現行法改正運動ハルルコトアルベキヤモ計ラレスト観測スル向モアル處他方ニ於テ現行法ノ嚴重ナル制限政策ヨリ生シツツアル實際上ノ不都合ヲ矯正セントスル意見モアリ例ヘハ御承知ノ如ク未タ纏リタル具体的ノ運動ヲ為ス城ニハ達セサルモ日本移民ニ対シテモ歐洲移民同様「クオータ」適用方ヲ懲スル宗教団体及其ノ他ノ方面ノ意見アリ又現下ノ移民制限政策ノ米国内労働需給關係ニ及ホス影響ニ付テモ相當ノ議論行ヘン最近 National Industrial Conference Board マリ一九二三年七月ヨリ翌一二四年四月迄十箇月間ニ入国セル不熟練労働者ノ總數九万七千八百余ナリシニヤト同期間タル過去十箇月間ニ入国セル同

民人國數ノ嚴重ナル制限ノ方針ニ抵触スル處アリ又米國ノ永年実施シ來レル契約労働移入禁止政策ニ対スル一部ノ変更ト見テアルヘキモノナル為議會方面ニ於テモ相當反対意見アル由ニ伝ヘラル

追而客年七月ヨリ本年四月迄ノ移民ニ關スル各種ノ統計表別紙写甲号及乙号(省略)ノ通り茲ニ添付セルニ付御查閱相成タシ

本信写送付先 在米各領事
(別紙写甲印)

The State Department issued the following figures on immigration for the year 1924-25:

Country	Total Quota 1924-25	Immigrant Granted	Number of Quota Visas
Afghanistan	100	...	
Albania	100	60	
Andorra	100	...	
Arabian Peninsula	100	1	
Armenia	124	48	
Australia	121	76	
Austria	785	763	
Belgium	512	510	
Bhutan	100	...	

八 米国ニ於ケル排日問題 1111

1117

種労働者ノ數僅カニ一万七十九百余ニ過キス而モ同期間中ニ米國ヲ去リタル同種労働者ノ數四万四千七百余ニシテ結果米國ハ右期間中ニ一万六千八百余ノ不熟練労働者ヲ失ヘル結果トナル旨發表シタルカ資本家側ハ右ノ如キ情況ヲ指摘シテ労働供給ノ不充分ナルヲ訴ヘ「クオータ」及契約労働移入禁止ニ関スル現行法ノ制限ニ拘ラス国内産業ノ狀況ニ応シ労働者ヲ移入シ得ルノ制度ヲ設ケンコトヲ主張シツツアリ數年來之ト同様ノ主張ヲ為シツツアル National Association of Manufacturers ノ如キモ最近其ノ特別移民委員会ヲシテ新移民法實施以來ノ情況ヲ調査セシメ之ニ基キ更ニ前記労働者移入ニ關スル制度ノ実施ヲ目的トスル現行法改正案ヲ作リ次期議会ニ對スル準備ヲ為シツツアル眞公表シタルカ御承知ノ通り「アヴァイス」労働長官ハ從來右労働者特別移入許可ニ關スル制度ノ実施ヲ支持シ居レル次第ニモ有之或ハ次期議会ニ於テ本問題ニ關シ之力達成方ニ努力スルナルベシト想像スル向モアリ然ルニ労働団体側ニアリテハ該制度ハ労銀ヲ低下セシメ又同盟罷業防止ノ具トシテ資本家側ニ悪用セラルル虞アリトノ見地ヨリ反対シ又本制度ハ現行移民法ノ根本主義タル移民ノ素質選択及移

八	米國ニ於ケル排日問題		
Liberia	100	...	
Liechtenstein	100	27	
Lithuania	344	344	
Luxembourg	100	100	
Monaco	100	3	
Morocco	100	17	
Muscat	100	...	
Nauru	100	...	
Nepal	100	...	
Netherlands	1,648	1,603	
New Zealand	100	97	
Norway	6,453	6,446	~~~~~
New Guinea	100	...	
Palestine	100	62	
Persia	100	100	
Poland	5,982	5,625	
Portugal	503	487	
Ruanda and Urundi	100	...	
Rumania	603	583	
Russia, European & Asiatic	100	4	
Samoa	100	25	
San Marino	100	...	
Siam	100	88	
South Africa, Union of	100		

Conference Board ハ公表並之ニ対スル新聞

諭調報告ノ件

労働省公表ノ一九二四一五年度移民統計ハ本年九月二

十九日付公第六六七号拙信ヲ以テ及報告置タル处在紐育

National Industrial Conference Board ハ九月七日右移民

統計ニ基ク回団体ノ研究ノ結果ヲ公表シ移民「クォータ」

ヲ充実セサリシ国六個国アリタルコト渡米移民数ヨリモ米

国ヨリノ帰国移民数大ナリシ国十六個国アリタルコト労働

者入国数激減シ殊ニ不熟練労働者ニアリテハ新タニ入国セ

ルモノヨリモ米國ヲ立チ去リタルモノノ數大ナリシコト等

ヲ指摘シ居レルカ諸新聞ハ其ノ内容ヲ報道スルト共ニ之ノ

ニ対シ論評ヲ加ベタルモノ少カラス即チ一方ニハ新移民法

ノ制限的政策ヲ支持謳歌スルモノアルニ反シ他方ニハ其ノ

米國産業ニ及ボス悪影響ヲ指摘シテ新移民法ハ宗璧ナラサ

ルヲ論スルモノアリ新移民法ニ対スル世論ノ大体ニ付テハ

八月五日付機密第九八号中ニ申進メ置キタルモ尙ホ御参考

ノ為前記団体ノ公表ノ内容梗概並ニ右論説ノ大要左ニ報告

ス

梗概

該調査ハ大体左ノ点ヲ特筆シ居レリ（委細ハ別紙^(省略)新聞記事ニヨリ御承知相成度シ）

丁一九二四一五年度ノ入国移民（マツダハシ）総数ハ

前年度ノ入国移民總数ノ四割ニ当ルニ過キシテ前年度ノ

半分以下トナレリ更ラニ注目スベキハ出国移民数ノ激増セ

ルコトニテ一九二四一五年度ノnet immigration（入国

移民数ヨリ出国移民数ヲ控除セル数）ハ其ノ前年度ノnet

immigration（僅カニ）割1分ニ当ルニ過キス其ノ実数左

ノ如シ

入国移民
総 数 移民数 グレート・イギ

一九二三一一四年
40K人
4K人
300,104

一九二四一五年
45K人
4K人
300,000

（前年度）
ノ四割
（割2分）

丁出入国移民数ノ国籍別統計ニ依ルニ入国移民數カ出国國

民数ヨリモ少カリシモノ十六個國ニ及ヒタリ

即チ左ノ如シ

八 米国ニ於ケル排日問題 二二三

二二〇

	移入國數	移民離米數	ネット・イミグレーシヨン
ブルガリヤ	一四	二〇六	六
ギリシャ	一六	六、五七	五、九六
ハンガリヤ	六六	八全	三九
イタリヤ	六、二〇	二七、一五	一〇、九〇
リスアニア	五三	五、一	三九
ポルトガル	六九	三、六〇〇	二九
ルーマニヤ	一、一三	一、四三	二〇
スペイン	一、五五	三、九一	三、七〇
ユゴスラヴィヤ	一、四四	二、四六	三、七〇
支那	一、七七	三、四三	一、四七
日本	一、七三	一、三三	一、四九
オーストラリヤ	一五三	一、三三	一、三三
ニュージーランド	一四三	一、三三	一、三三
印度	一五	一、五六	一、五六
キューバ	一四三	一、五六	一、五六
他ノ西印度	六六	一、四〇六	一、四〇〇

(三) 一九二四一二五年度ニ於テ移民「クオータ」ヲ充実セサリシ国左記六個国ニ及ヘリ

十万一千五百八十六人ニシテ此ノ内加奈陀及墨国ヨリノ net immigration ハ十三万百九十三人ノ多キニ達シタリ

二、新聞論評ノ大要

以上ノ公表ニ関連シ發表セラレタル新聞ノ論說左ノ通り

(一) 紐育「ヘラルド・トリビューン」ハ九月九日ノ社説ニ於テ「クオータ」ヲ充実セサリシ国六ヶ国ニ及ヒ且ツ出国移民ノ実数カ前年度ニ比シ多数ニ上リシ等ノ事実ニ言及シ右ハ最近歐州諸国ノ經濟復興ニ伴フ結果ナランカ此ノ事実ニ

徵スレハ新移民法ハ最初歐州諸国ノ非難セル如キ過当ノ移民制限ヲ歐州諸国ニ課シタルモノニ非ス從ツテ同法ハ今ヤ諸外國ノ非難ヲ受ケシテ米国ノ移民制限政策ヲ実現シ得

ル良法ナルコト證明セラレタリト云ヒ「クリスチヤン・サイエンス・モニター」モ十日ノ社説ニ於テ伊太利「ギリシヤ」等六個国カ夫々自國ニ与ヘラレタル「クオータ」ヲ最大限度迄利用セサリシコトハ歐州諸国ヨリ喧伝セラレ居タル新移民法非難ノ声ト思ヒ合セ頗ル意外トス可キ事実ナリ此ノ事実ニ顧ミレハ新移民法ハ歐州諸国ニ対シ左程不都合ナル法律ニアラスト云フヲ得ト述ヘ費府「インクワイイヤラ」、「ブルックリン・イーグル」等モ大体右ト同様新移民

法ヲ支持賞賛シタルカ之レニ反シ

(二) 紐育「ジャーナル・オヴ・コムマース」ハ移民労働者入國數ノ激減及ヒ離米労働者ノ増加ヲ指摘シタル後 Federation of Labor ハ此ノ事態ヲ謳歌シ更ラニ進ンテ墨国移民入国制限ニ向ツテ活動セントスルモノノ如ク而シテ新移民法ニ依ル制限的政策ハ今後引続キ維持実行セラルヘキ大勢ニアリト思ハルモ此ノ政策カ今後ノ米国經濟界ニ如何ナル結果ヲ齎スヤハ冷静ナル考察者ニ取り興味アル問題ニシテ今日ノ場合俄カニ断案ヲ下シ難キモノ少クトモ現行政策ハ

労銀ノ高率維持及労働時間ノ短縮ヲ可能ナラシメ一般物価ノ騰貴ヨリ惹イテ産業不振殊ニ對外貿易ノ不振ヲ來スヘキモノナルコト丈ハ予想ニ難カラストテ新移民法ニ満足セサル意ヲ表明シ「ボルチモア・イヴニング・サン」モ八日ノ社説ニ於テ新移民法ニ伴フ下級労働者不足ノ産業ニ及ホス悪影響ニ言及シ此ノ労働者ノ供給不足ハ結局労働者密輸入ノ方法ヲ以テ補足セラルルコトトナル可キハ恰モ禁酒法ト一般家庭ニ於ケル酒類密造及密輸入売買トノ關係ニ於ケル力如クナラント論シタリ

本信写送付先 在米各領事

二三四 十月二十七日 在米國松平大使ヨリ
幣原外務大臣宛

アルバート・ジョンソンノ婦人政治研究会
於ケル移民問題演説報告ノ件

公第七二九号 (十一月二十五日接受)

大正十四年十月二十七日

在米

特命全權大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

「アルバート・ジョンソン」ノ婦人政治研究

会ニ於ケル移民問題演説ニ關シ報告ノ件

曩ニ「アルバート・ジョンソン」氏カ「ロードアイランド」州婦人選挙権者同盟会ニ於テナシタル移民問題ニ關スル演説ノ大要ハ本月十七日付公第七一〇号ヲ以テ及報告置キタル處同氏ハ更ニ本月十七日當地ニ於テ民主党系婦人ノ組織スル政治研究俱樂部ノ為メ移民問題ニ關シ演説シタルカ就中日本人移民問題ヲ黒人問題ニ比シ且布畦ノ実情ヨリ見ルモ帰化不能外国人ノ子孫ニ市民権ヲ付与スヘカラサルモノナルコトヲ力説シ尚上下両院共同ノ移民委員会ノ新説

ヲ主張スル等相當注意ヲ要スヘキ意見ヲ發表シ居レルニ付該演説大要報告ス

「アルバート・ジョンソン」氏ノ在華盛頓婦人政治研究俱樂部ニ於ケル移民問題ニ關スル演説大要

予ハ昨夏以来移民問題ニ關シテ全国各地ニ於テ演説ヲ試ミタルカ、断シテ人種又ハ宗教上ノ偏見ニ基キテ立論セルコトナシ

最近大統領カ「オマハ」ニ於テ Tolerance ヲ力説セラレタルカ右ハ頗ル同感ニシテ大戰以来各国民ハ頗ル Intolerant トナリ今日モ尚其餘勢ニ捉ハレ居ルカ移民問題ヲ解決スルニモ亦 Tolerance ヲ必要トス

今後米國ノ移民政策トシテハ移民ヲ極度ニ制限スルコト必
要ニシテ此ノ如キハ本問題ヲ長ク研究スル者ノ間ニハ毫モ異論ナキ所ナリ

蓋シ米國ノ人口ハ一八〇〇年ニハ五百万ト称セラレタルモノ一九〇〇年ニハ九千万ニ激増シ更ニ一九二五年ニハ一億一千五百万ヲ算ヘ若シ独逸ノ人口カ四十年間ニ倍加シタルコトヨリ推測スルトキハ恐フク一九五〇年ニハ一億六千万人ニ達スヘシ之ニ關連シ East 教授カ其著 “Mankind at

Cross Roads”ニ於テ、米国ノ人口增加ノ結果五十年後ニハ国内ノ富源不足シ生活難ヲ來スヘキコト及ヒ米国ノ将来ノ安全ヲ圖ル為ニハ同種族ノ人民ヲ以テ国家ヲ形成スルコトノ必要ナル旨ヲ力説シ居レルハ至言ト謂フヘシ
曾テ米国ハ盛ニ歐州民ノ吸收策ヲ講シタリト雖大戰後ノ歐州ノ社会状態ハ甚シク変動ヲ來シ若シ米国カ其門戸ヲ開放スルトキハ生活難ト重税トニ苦シメラレ居ル歐州民ハ群ヲ為シテ渡米シ来ルヘキ形勢トナレルヲ以テ之カ対策トシテ昨年ノ新移民法制定セラレタルモノナリ其結果ハ入国者数ハ一年約三十万人ニ減少スルニ至レリ昨年ノ新移民法ニハ帰化不能外国人ノ一句ヲ存スル為或国ヨリ抗議ヲ受ケ又米国人一部ノ間ニ物議ヲ生セシメタルモ右ハ米国将来ノ安全ノ為重要ナル意義ヲ有スルモノナリ東洋人ノ排斥ハ昨年ニ始マリタルモノニ非スシテ実ニ五十年來繼續シ来レル国是ナリ

東洋人殊ニ日本人ノ入国ヲ制限スルコト無クハ将来日本人力著シク増加スヘキコトヲ確実ニ予想シ得ル例証ハ米国

内ニ於ケル黒人ノ状態ヨリ推知シ得ヘシ黒人ハ最初亞弗利加ヨリ僅ニ三万五千人ヲ輸入シタルニ過キサリシニ今日ニ

不悟ルヘキモノト信ス

米国ハ宜シク之ヲ英語国民ノ國トナササルヘカラス

現在米国内ニハ千四百万人ノ外国人存シ其内百五十万人ハ不正入国者ナルカ之ヲ送還ハ經濟上其他ノ理由ニ依リ從来

実行頗ル困難ナリキ

意見ニ対スル駁論及「ブレイクスリー」教授
ノ同問題解決策ニ閲スル講演報告ノ件

此ノ如キ状態ナルヲ以テ現行ノ一九二四年移民法ハ能ク所期ノ目的ヲ達シ居レリト雖更ニ移民制限ノ実ヲ挙クル為ニハ〔一送還法ノ改正〕〔帰化法ノ改正〕〔登録法ノ制定〕ヲナスコト肝要ナリ

此目的ヲ貫徹スル為ニハ現在ノ移民委員会ニテハ不充分ニシテ宜シク上下両院議員ヨリ成ル移民委員会ヲ新設シ本問題ノ全般ニ涉リ詳細ニ調査研究スルヲ要ス

二三五 十月三十日 在米國松平大使ヨリ
幣原外務大臣宛

ジェンクス教授ノ移民法改正意見ニ対スル反
論及ビブレイクスリー教授ノ移民問題解決策

ニ閲スル講演報告ノ件

公第七五二号 (十二月八日接受)

大正十四年十月三十日

在米

特命全權大使 松平 恒雄(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

「ジェンクス」教授ノ日米移民問題ニ閲スル

曩ニ「ジェンクス」博士カ紐育「タイムス」紙上ニ近ク適當ノ機会ニ於テ移民法ヲ改正シ日支両国人ニモ割当移民制度ヲ適用スヘシトノ意見ヲ公表シタル次第ハ九月十日付公第六四二号往信ヲ以テ及報告置キタル處其ノ後本月四日ノ同紙上ニ Edward C. Wynne ナル者同博士ノ意見ニ対シ寄書ヲ為シ博士ハ日本人ニ移民「クオータ」ヲ与フルモ毎年僅三百二十六人ノ入国ヲ許スニ過キスト為スモ右ハ一八九年ノ人口調査ヲ基礎トスル場合ニ至ラハハ一九二〇年ノ人口調査ヲ参考ノ基礎トスル場合ニ至ラハ其ノ入国数ハ激増スヘク從テ日本人移民問題ヲ「クオータ」ノ付与ニ依リ解決スルコトハ一見容易ナルカ如クニシテ然ク簡単ニ非ル旨ヲ論シ尚博士カ濠州其ノ英國属領地ニ於テハ法律上各国移民ニ対シ等シク語学ノ試験ヲ課スルコトトシ其ノ間毫モ差別ヲ設ケサルモ只其ノ試験スヘキ語学ノ選定ハ移民官ノ裁量ニ委セラレ居ルヲ以テ實際ノ運用上東洋人排斥ノ実ヲ挙ケ得ルノ例ヲ引用シテ米國ハ宜シク日本人ニ満足ヲ与フヘキ無差別的手段ヲ考慮スヘキ

コトヲ説示シタルニ対シ米国大審院ノ判例ニ徵スルモ法律カ差別的ナリカ否ヤハ單ニ其ノ条項ノミニ依リ決スヘキモノニアラスシテ其ノ適用如何ニ依ルモノナリ從テ濠州其ノ他英領地ノ實際カ法律上果シテ無差別ナリト謂ヒ得ルヤ否ヤ疑問ナリト駁シ居レリ然ル處最近入手シタル「クラーク」大学外交史教授 G. H. Blakeslee 博士カ八月十二日「ウイリアムスタウン」政治学会ニ於テ為シタル日本人移民問題ニ閲スル講演ニ依レハ日本人ニ閲スル問題ハ日本移民ニ対スル人種的差別待遇ト米国在住日本人ニ対スル人種的差別待遇トノ二方面存シ日本ハ右両方面ニ亘り差別撤廢ヲ望ムヘキモ現在ニ於テハ右何レモ困難ナリ尤モ近時加州方面ニ於テハ移民問題解決シタルモノト認メ得ルニ於テハ米国居住東洋人ニ対スル差別的立法ハ之ヲ廢止セント準備シ居ルコト明瞭ナリトシ本年一月桑港ヲ訪問シタル本邦練習艦隊ニ対スル同地方各方面ノ歛待振ヲ引用シ尚「ウイリアムスタウン」ノ政治効者側代表者カ移民法ニ対スル改正運動無キ場合ニハ労働者側ト雖米国居住東洋人ニ対スル差別的法規ノ撤廃ニ協力スヘキ旨ヲ述ヘタルコト「ウイリアムスタウン」ノ政治効者側ト雖米国居住東洋人ニ不利ナル立法ハ東洋移民ニ対スル例示シ最後ニ合衆国トシテハ公然日本ニ対スル友情ヲ示スヘキ措置ヲ執ルコトヲ要ストナシ恰モ米國ノ立場ハ二

八 米国ニ於ケル排日問題 二二六

人ノ友人間ニ於テ相手方ニ対シ其ノ人カ重大ナル侮辱ト認

ムルカ如キ行為ヲ為シタル後其ノ友誼ノ存スルコトヲ示ス

為メ苦心スルニ似タルモノトナシ沿岸各州ノ差別的法規ノ

廃止ハ正ニ之力為メニナサルヘキモノトナシ前記ノ内最後

ノ二点ハ政府ノ意見ヲモ代表スルモノト信スル旨ヲ述ヘ居

リ右 *Wynne* ノ意見及 *Blakeslee* ノ所見ハ共ニ夫々本問題

ニ関スル当方面ニ於ケル一部論者ノ見解ヲ代表シ居ルモノ

ナルヤニ被認ルルニ付何等御参考迄ニ右報告ス

一一六 十一月二十五日 在米國松平大使ヨリ
幣原外務大臣宛

「エデラル・カウンシル・オブ・チャーチ」

スノ移民問題ニ対スル運動方針ニツキ報告ノ

件

機密第一三一号 (十一月十九日接受)

大正十四年十一月二十五日

在米特命全權大使 松平 恒雄 (印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

Federal Council of Churches ノ日米問題ニ

対スル運動方針ニ関シ報告ノ件

二二六

首題ノ宗教団体ノ日米問題ニ関スル從来ノ態度及ヒ之レニ
対スル「マクラッチー」等ノ対抗運動ニ關シテハ當館及ヒ

在桑港及ヒ「シャトル」領事館等ヨリノ累次ノ報告ニテ御

承知ノ通ナル處今夏歐州ニ旅行中ナリシ「ギューリック」

博士先般帰米ノ上沢田ヲ來訪シタル際「マクラッチー」一

派カ依然教会側ニ運動ニ対シ惡声ヲ放チツツアルヲ嘆シ同

人力「一九二七年ニ於ケル移民「クオータ」変更ノ時期ニ
際シ日本人ヲ「クオータ」移民中ニ加フルカ為メ現行移民

法ヲ改正セムトスル運動米国内ニ行ハレツツアル處斯ノ如

キハ一方ニ於テハ之ニ対抗スル反対運動ヲ激成シ他方ニ於

テハ徒ラニ日本人ヲシテ空虚ノ希望ヲ懷カシメ結局日米ノ

国交ニ一層惡結果ヲ招来スルニ過キス」トテ「カウンシ

ル」側ノ態度ヲ攻撃シ特ニ自分ノ行動ヲ以テ売國的行動ナ

ルカ如ク吹聴シ人身攻撃ヲ為シツツアルニ至ツテハ甚タ心

外ニ堪エス殊ニ「エデラル・カウンシル」ノ本件ニ対ス

ル態度ニ關スル「マ」一派ノ所説ハ全然誤解ニ基クモノニ

シテ何等ノ真相ヲ伝フルモノニ非ス之等ニ対シテハ何レ適

当ノ機会ヲ捉ヘ相当ノ措置ヲ執リ度キ所存ナル旨縷々陳述

スル所アリ依テ沢田ハ「カウンシル」側ニ於テハ其後本件ニ關シ如何ナル方針ヲ以テ活動ノコトヲ決定セラレタリヤ尋ネタル処実ハ「カウンシル」側ニ於テモ其後各方面ノ意見ヲ探り慎重ニ考量ノ結果此際一九二七年ノ移民「クオータ」変更ノ際日本人モ「クオータ」移民中ニ加ヘントスル政治的運動ヲ試ミルモ成功頗ル疑ハシト認メタルニ付此際斯カル政治的行動ヲ執ルコトハ全然之ヲ中止シ差当リ各方面ニ亘リ日米親善關係増進ヲ目的トスル啓發運動ヲ行フコトニ決シ着々其方針ヲ講シ居ル次第ナリ何レ此等ノ事ニ付テハ不遙書面ヲ以テ通報スヘキ旨申居リタル趣ナルカ其後本月十五日ニ至リ同博士ヨリ『日本移民問題ニ關スル「エデラル・カウンシル」ノ活動方針』ト題スル別添声明書ヲ送付シ来レリ右活動方針ニ依レハ「エデラル・カウンシル」カ日本人ヲ「クオータ」移民中ニ加フル為一九二四年移民法ノ改正ヲ企テ議會ニ対シテ政治運動ヲ為シツツアルトノ説ハ全然訛伝ニシテ「エデラル・カウンシル」ハ何等此種ノ計画ヲ有セス然レトモ太平洋沿岸一部人士ノ反対ノ為メ教会側ハ排斥法ニ起因スル事態ニ処スル其活動ヲ拠棄シ移民問題ヲ以テ最早過去ノ事實ト目スルニ至レリト

為スハ甚タ當ラス「エデラル・カウンシル」幹部ハ其極東關係委員会ニ対シ米國ノ健全ナル輿論ヲ喚起スル為メ日米關係ノ真相ヲ一般國民ニ知得了解セシムル為一段ノ活動ヲ為スヘキ旨命令シタリ「エデラル・カウンシル」ノ努力シツツアル処ハ實ニ此ノ啓發的運動ニ外ナラスト声明シ進ムテ同團體カ國民ニ対シ指摘セムトスルハ議會カ國際禮讓ニ反セサル方法ヲ以テ事實上現行法ト同程度ノ亞細亞人ニ侮蔑ヲ感セシメツツアルコトナリト述ヘ其解決策トシテハ(1)移民「クオータ」ヲ亞細亞人ニ適用シ(2)帰化ノ条件ヲ嚴重ニシテ亞細亞人ニモ帰化權ヲ与フルコトトスヘキモ今ハ此等ノ具体的提案ノ採用ヲ迫ルモ無益ノ事ニ属ス我カ教会及學生ハ今ヤ侵々シテ世界生活ニ入り國際關係ニ於テ平等正義及榮譽ヲ主張シ居レル思慮アリ自覺セル亞細亞ノ大局ヲ念頭ニ置キ上記ノ問題ニ關シ慎重考究スヘキナリ云々ト述ヘ居レリ委細ハ別添同聲明書写ニテ御承知相成度シ尚ホ「ギューリック」博士ヨリ「マクラッチー」ノ同博士ニ対スル攻擊ヲ弁駁スル趣旨ヲ以テ起草セラレタモノナリト認メラル桑港商業會議所副會頭「リンチ」

八 米國ニ於ケル排日問題 二三六

氏及ヒ同地「ギ」博士ノ個人的知友「マーヴィン」娘ニ宛
テタル書面写ニ通併セテ送付シ来リタル處右書面記載事項
中前記「フェデラル・カウンシル」ノ活動方針ヲ敷衍説明

セル点モ有之ニ付右御参考ノ為メ併セテ送付ス御査閲ヲ乞

フ

編註 別添声明書等省略ス

事項九 太平洋問題調査会関係

一一七 二月二十四日 在ニューヨーク斎藤總領事ヨリ

幣原外務大臣宛

太平洋問題會議開催決議ニツキ報告ノ件

機密第八号

(三月二十日接受)

大正十四年二月二十四日

在紐育

總領事 斎藤 博(印)

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

太平洋問題會議開催決議ニ関スル件

本月二十二日紐育「イエール」「プリンストン」「コロムビア」「ジョン
ズホップキンス」「ニューヨーク」「クラーク」諸大學教授其
他三十五名ノ有志(別表ノ通)会合シ「リーラント、スタ
ンフォード」大學総長「ウィルバー」氏司会者トナリ本年
七月「ホノルル」ニ於テ同地銀行家ニシテ前商業會議所会
頭タル Frank C. Atherton 其他ノ有志ノ勧誘ニ応シ太平
洋問題會議ヲ開催スルニ賛成スル決議致候当日当館書記
「ライレー」出席シタル處討議ノ模様ニ依レハ右「ホノ
ルル」ニ於テ催サルヘキ會議ハ「ウイリアムスタウン」ニ
於ケル政治学会類似ノモノトシ事実探究ヲ主眼トスヘク適
当ト認ムルニ於テハ更ニ他ノ會議ヲ計画スルコトヲ得ルコ
トトシ會議出席者ヲ百二十五人内米国人ヲ二十五人ニ
限ル案ニ有之席上「ローラント・モリース」氏ハ排日法通
過後事態鎮静ニ帰シツツアル折柄斯クノ如キ企テハ徒ラニ
平地ニ波瀾ヲ起スモノニ非サルヤト述ヘ本計画ニ対スル國
務省側ノ態度ヲ質問シタルニ主催者側ハ「マクマレー」氏
ハ問題茲マテ進捗セル以上布畦ノ海軍演習等同様之ヲ阻止
セントスルハ却テ有害ナルニ付敢テ反対セサルヘシトノ意
見ヲ有スト答ヘ「プリンストン」ノ「フィリップ・マーシ
ヤル・ブラウン」「ハーヴィード」ノ「ヂョーデ・クラフ
トン・ウイルソン」氏等ハ會議開催ニ熱心ニシテ從來國務
省カ常ニ斯カル会合ヲ喜ハサリシハ誤リナリト論シ例ノ支